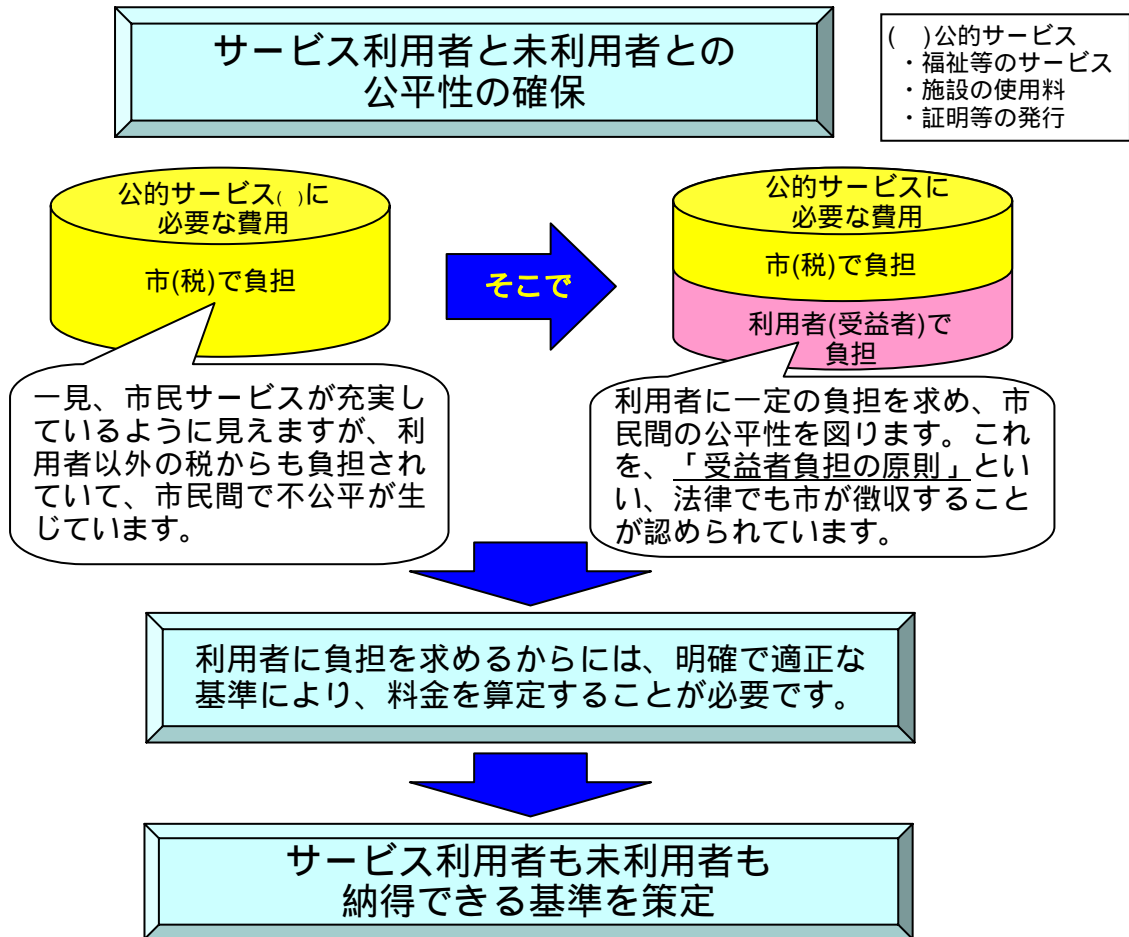


使用料・手数料 算定基準

使用料・手数料の基本的な考え方



使用料の算定

$$\text{使用料} = \text{算定基準額} \times \text{負担割合}$$

上記の算定式を基に使用料を定めます。(一部例外あり)
 なお、激変緩和措置として、改定する使用料の増減額は、改定前使用料の2割を上限とします。
 また、無料の施設についても、有料化を検討します。



算定基準

算定基準額は、日常の維持管理費を基本に、下記の管理運営費を基に算定します。

$$\text{算定基準額} = \text{維持管理費} + \text{総務管理費 (維持管理費の10\%)} + \left(\text{特別室加算 (維持管理費の20\%)} \right)$$

(一部の部屋のみ)

維持管理費

公の施設にかかる費用のうち、公費で負担する範囲を除いたもので、利用者に負担を求めようとする費用の基本となる額

公費で負担

- ・ 用地取得費
- ・ 施設建設費
(減価償却費を含む。)
- ・ 大規模修繕費
- ・ イベント実施費

利用者の負担

- ・ 窓口臨時職員の経費
(施設の維持管理、貸出業務等にかかる部分)
- ・ 維持管理費
(施設の光熱水費、設備点検)

総務管理費

市職員による施設の管理運営にかかる事務的費用を言います。「維持管理費」には、市職員の人件費は含めていませんが、市職員は、施設や臨時職員等の管理監督業務、契約事務など、その管理運営に必ず関与していますので、その費用の一部を利用者に対して求めるものです。その額は、「維持管理費」の10%とします。

特別室加算

調理実習室、陶芸室、IT学習室など、特別な資機材を設けている部屋は、それらの備品等の維持管理などにより、一般的な会議室よりも多くの維持管理費が必要となります。そこで、このような部屋を「特別室」として分類し、追加費用の一部として、「維持管理費」の20%を加算することとします。



負担割合

算定基準額のうち、利用者に負担をを求める割合です。原則は、利用者・公費50%ずつですが、施設の性質に応じて区分します。

区分	施設の種類	施設例	利用者の負担割合	民間	基礎的 選択的
1	民間で同種のサービスが提供されている施設	市民プール(レジャープール相当部分)、市民農園など	100% (公費0)	有	選択的
2	民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など、一定の公共性が認められる施設	市民会館、福祉文化会館、公民館、コミュニティセンター、運動場、市民体育館など	50% (公費50)		
3	法律で無料とされる施設や、広く市民の利用に供する施設及び教育施設など、公共性が高く、行政として積極的に提供すべき施設	図書館、公園、文化財資料館、青少年野外活動センター、川端康成文学館など	0% (公費100)	無	基礎的

当算定基準と異なる方法で算定する使用料

- 法律で無料と定められている施設(図書館)
- 法令等により算定方法が定められている使用料
(市営住宅使用料、水道使用料、下水道使用料など)
- 府内や北摂での統一料金としている使用料(道路占用料など)
- 懇談会等の答申により算定している使用料(水道使用料など)
- 施設の使用料としての性質がない使用料など
(子育て支援総合センター一時保育事業、墓地など)

手数料の算定

$$\text{手数料} = \frac{\text{事務処理に要する費用（年間）}}{\text{年間処理件数}}$$

上記の算定式を基に、近隣市との料金比較や改定前料金との差額などを考えて、手数料を定めます。



事務処理に要する費用に含まれるもの

人的経費 $\left[\begin{array}{|c|} \hline 1\text{件の} \\ \hline \text{処理時間} \\ \hline \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{一般職の} \\ \hline \text{時間単価} \\ \hline \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{年間処理} \\ \hline \text{件数} \\ \hline \end{array} \right]$

物件費 $\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{証明書等の発行に必要な用紙代、電子計算システム等の} \\ \hline \text{委託料などを積み上げた額（年額）} \\ \hline \end{array} \right]$

今回の見直しから除外するもの

全国、府内、北摂等で料金を統一しているもの
 （戸籍の謄・抄本等の交付手数料、危険物の取扱手数料、
 犬の登録手数料、開発行為許可申請手数料など）
 懇談会等の答申により算定しているもの
 （幼稚園入園手数料）

減額・免除制度



使用料の減額・免除制度

今まで、社会教育や生涯学習分野など多方面において自主的に活動している各種団体に対しては、組織を育成し、自主活動を支援する目的で、市民会館や福祉文化会館などの会議室等を利用する場合の使用料を減額・免除してきました。

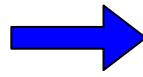
しかしながら、各種団体が利用する会議室の使用料を減額・免除することとは、本来得られるべき市の収入が減額され、その減額分は施設を利用しない市民の税金において補てんされることとなり、受益者負担の原則から外れてしまいます。

今回の見直しでは、受益者負担の原則に基づき、広範囲な適用範囲を是正するため、各種団体に対する減額・免除制度については、原則的には、廃止とします。

ただし、本市が施策を推進するにあたっては、行政との協働の観点から相互に協力関係を保ち、行政に代わる役割を担う活動を行う団体もあるため、そのような団体に限定し、かつ、次の施設に限定して、当分の間、減額・免除制度を適用するものとします。

施 設 名
コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンター
男女共生センター（ローズWAM）
消費生活センター
労働センター
教育センター
青少年センター

平成21年度適用団体
約700団体



見直し後適用団体
約70団体

市民会館、福祉文化会館、市民総合センター及び男女共生センターの適用団体数



手数料の減額・免除制度

法律等で減額・免除することが規定されている場合
社会的・経済的に真に支援が必要な方

今後の取組み

市民から使用料・手数料を徴収するだけでなく、市としても下記の取組みを行い、市民サービスの向上に努めます。

事務の簡素化・効率化

市民負担の軽減を目指し、サービスに要する費用の削減に取組み、市民サービスの向上はもとより、一層の事務の簡素化、効率化に努めます。

市民への説明責任

毎年、算定基準額の再計算を行い、料金の適正度を評価するとともに、算定した算定基準額や負担割合を、情報ルームやホームページ、窓口等で公表します。

定期的な料金改定

使用料・手数料は、原則として3年ごとに見直します。
なお、指定管理者管理施設は、原則として、上記の時期ではなく、指定管理者の更新時に併せて料金の改定を行います。

使用料・手数料の改定見込み

使用料

算定式に基づいて使用料を算定した結果、他の施設と比べて料金設定が低めの施設（市民会館、斎場、公民館等）は料金が上がりますが、その他の施設では、概ね料金が下がります。（平均約10%減

施設名	現行料金	改定料金案	増減率
市民会館 大ホール	* 91,000	109,200	+ 20%
市民会館 第1会議室	3,900	4,300	+ 10%
福祉文化会館 文化ホール	* 45,500	45,400	- 0%
福祉文化会館 会議室101	5,800	4,700	- 19%
市民総合センター センターホール	* 67,600	81,100	+ 20%
市民総合センター 会議室101	5,200	4,200	- 19%
男女共生センター ワムホール	30,800	30,600	- 1%
男女共生センター 会議室401	4,800	3,900	- 19%
生涯学習センター きらめきホール	66,000	52,800	- 20%
生涯学習センター 研修室301	5,800	4,700	- 19%
里山センター 研修室	1,050	900	- 14%
ギャラリー	93,000	88,100	- 5%
コミュニティセンター 会議室	3,000	2,400	- 20%
公民館 和室	1,200	1,300	+ 8%

施設名	現行料金	改定料金案	増減率
体育館 第1体育室	31,200	28,200	- 10%
文化財資料館(市外在住者)	200	0	-

全日料金で算定。

* 冷暖房加算を考慮した年間平均額

手数料

算定式に基づいて手数料を算定した結果、概ね現行料金と同様の金額となったことなどから、今回は、改正を行いません。